

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について

[昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知]

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林政企第 134 号

第 3 林業経営改善計画

3 林業経営改善計画の認定

林業経営改善計画の認定基準は、法第 3 条第 3 項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1 か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された 2 の(4)のイの(i)から(㉔)までの目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。

4 林業経営改善計画の変更及び取消し

- (1) 3 の認定に係る林業経営改善計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年政令第 205 号。以下「令」という。）第 1 条第 1 項）

令第 1 条第 1 項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

ア 林業経営の改善に関する目標の変更

イ 第 5 の 1 に規定する林業基盤整備資金（造林）若しくは林業基盤整備資金（林道）、第 6 の 2 の(1)に規定する森林整備活性化資金又は第 7 の 3 に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の 3 割以上の変

更ウ 第5の1に規定する林業経営育成資金（森林取得）によって取得する森林の変更（第5の3に規定する林業経営育成資金（森林取得）の特例を受けようとする場合に限る。）

- (2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たしているかどうかを審査するほか、3の(1)から(5)までに掲げる事項に留意して、認定するものとする。
- (3) 都道府県知事は、林業経営改善計画の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画に従ってその林業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。（令第1条第3項）

第4 合理化計画

2 合理化計画の認定

合理化計画の認定基準は、法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、別途林野庁長官の定める事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。

3 合理化計画の変更及び取消し

- (1) 認定に係る合理化計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。（令第4条第1項）

令第4条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

ア事業の経営改善又は木材の生産部門若しくは流通部門の構造改善の基本的方向の変更

イ木材産業等高度化推進資金（第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。）を利用して行う事業費総額の3割以上の変更

- (2) 都道府県知事は、合理化計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第4条第4項各号の要件を満たしているかどうかを審査して、認定するものとする。（令第4条第2項）
- (3) 都道府県知事は、合理化計画の認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた。（令第4条第3項）